

くれたけポイントカード ご利用規約

第1条 会員の登録

所定の入会申込書に必要事項を記入し、フロントまでお申し込みください。くれたけホテルチェーンポイントカード（以下ポイントカードといいます）は、お一人様につき1枚限りの発行となります。複数のポイントカードのポイントの合算はできません。

第2条 ポイントカードの有効期限と更新

ポイントカードの有効期限は入会日から無期限とします。

第3条 ポイントカードの利用とポイントの加算

ポイントカードは、必ずチェックインの際にご提示ください。お忘れの場合、フロントまでお申し付けください。過去に遡ってのポイント付与は出来かねます。

ご清算は現金、クレジットカードもしくはキャッシュレス決済に限ります。ポイント加算の対象は、会員ご本人様のご宿泊代のみとさせていただきます、100円ごとに1ポイント（100円未満は切り捨て）を加算致します。売掛支払い・旅行代理店経由のご予約は対象外とします。またポイントは、自社HPからのご予約は税込分、他のOTAサイトからのご予約は税抜分を付与させていただきます。ポイント付与はOTAポイント、クーポン割引を差し引いた実際に支払った金額で付与させていただきます。ポイント付与は宿泊代部分のみ、金券他諸費用は対象外となります。

ポイント利用時の領収証は発行できません。

ポイントによる無料宿泊でご利用の場合にはお電話にてご予約ください。

他社OTAサイト経由のご予約をされた場合は無料宿泊特典をご利用いただけません。

また、無料宿泊時の領収書は発行出来ません。

第4条 ポイントカードの特典

ポイントカードに一定ポイントが蓄積されますと所定の手続きにより、ご本人様にキャッシュバック又は無料宿泊特典がご利用できます。

1滞りにキャッシュバックできるポイントの上限は2,500ポイントとさせていただきます。

キャッシュバックなど特典を受ける際は施設利用時に限ります。

第5条 ポイントカードの貸与

ポイントカードのご利用は会員ご本人様に限ります。他人への貸与・譲渡は一切できません。

第6条 ポイントカードの紛失・盗難・破損および再発行

ポイントカードを「紛失・盗難・破損」された際は、すみやかにフロントまでお申し出ください。再発行致します。再発行時過去のポイントを確認できれば付与させていただきます。

第7条 届け出事項の変更

住所・氏名・電話番号等、ご入会時の申し込み事項に変更があった場合は、すみやかにフロントまでご連絡ください。

第8条 会員資格・ポイントの損失

本規約に違反した場合、ポイントカードの使用上において不正行為があった場合、入会申込書に偽りがあった場合は会員資格を喪失するものとします。この場合、ポイントカードは直ちに返却して頂き、累計ポイントは無効となります。また既にキャッシュバックされた相当額をご返却いただく場合がございます。

第9条 無料宿泊券について

無料宿泊券は施設によって使えないお日にちもございます。詳しくはご利用希望施設にお問い合わせ下さい。

第10条 マンスリープラン

マンスリープランはポイント付与の対象外になります。

第11条 本規約の変更

本規約に定められた内容や運営方法等は、予告なく変更あるいは廃止する事がありますので予めご了承ください。